国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種の要件について

1. 定義(種の保存法第4条)

- ○国内希少野生動植物種:その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野 生動植物の種であって、政令で定めるもの
- ○国際希少野生動植物種:国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のお それのある野生動植物の種(国内希少野生動植物種を除く。) であって、政令で定めるもの

2. 指定の要件

〇希少野生動植物種保存基本方針(平成4年総理府告示第24号)(抄)

第二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

- 1 国内希少野牛動植物種
- (1) 国内希少野生動植物種については、その本邦における生息・生育状況が、人為の 影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種(亜種又は変種が ある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)で、以下のいずれかに 該当するものを選定する。
 - ア その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく滅少しつ つあり、その存続に支障を来す事情がある種
 - イ 全国の分布域の相当部分で生息地又は生育地(以下「生息地等」という。)が 消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種
 - ウ 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、 その存続に支障を来す事情がある種
 - エ 分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種
- (2) 国内希少野生動植物種の選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。 ア 外来種は、選定しないこと。

- イ 従来から本邦にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと。
- ウ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種を選定すること。(略)

2 国際希少野生動植物種

国際希少野生動植物種については、国内希少野生動植物種以外の種で、以下のいずれかに該当するものを選定する。

- ア 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(以下「ワシントン条約」という。) 附属書 I に掲載された種。ただし、我が国が留保している種を除く。
- イ 我が国が締結している渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の 保護に関する条約又は協定(以下「渡り鳥等保護条約」という。)に基づき、相 手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種

3 • 4 (略)